

議案第11号

日野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年3月4日提出

日野町長 埴田 淳一

日野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

令和7年4月1日施行を予定する日野町職員等の旅費に関する条例
の一部改正に合わせ、旅費制度を改正するもの。

2 改正内容

日野町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例に準ずる

3 附則

施行期日 令和7年4月1日

日野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和56年日野町条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(費用弁償) 第4条 略 2 前項の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当とし、<u>種目ごとに定義される各種目の費用及び額は、日野町職員等の旅費に関する条例(昭和46年日野町条例第12号)の規定を準用する。</u>	(費用弁償) 第4条 略 2 前項の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、<u>宿泊料、食卓料、支度料、旅行雑費及び死亡手当とし、日野町職員等の旅費に関する条例(昭和46年日野町条例第12号)に規定する額とする。</u><u>ただし、農業委員会、教育委員会の委員及び監査委員の旅費の額は、日野町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例(平成19年日野町条例第2号)別表第2及び別表第3に相当する額とする。</u>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。